

魚津市告示第52号

魚津市障害児通所支援利用者負担額等助成事業実施要綱を次のように定める。

令和7年3月21日

魚津市長 村椿 晃

魚津市障害児通所支援利用者負担額等助成事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害児通所支援を利用する際に保護者が負担しなければならない費用の一部を助成することにより、障がい児の療育支援と保健福祉の向上を図り、もって福祉の増進に寄与するため、魚津市障害児通所支援利用者負担額等助成事業（以下「事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 法 児童福祉法（昭和22年法律第164号）をいう。

(2) 基準 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）をいう。

(3) 障がい児 法第4条第2項に規定する障害児をいう。

(事業の実施)

第3条 この事業の実施主体は、魚津市とする。

(対象者)

第4条 この事業の対象者は、本市による法第21条の5の5第1項に規定する障害児通所給付費等の支給の決定を受けた障がい児の保護者（以下「通所給付決定保護者」という。）とする。

(助成額)

第5条 この事業による助成額は、次の各号に定める額の合計額のうち、当該障がい児が満6歳に到達する日以後の最初の3月31日までの当該障がい児に要する費用分とする。ただし、当該通所給付決定保護者が現に監護する児童の最年長者が当該障がい児であった場合、満1歳に到達する日以後の最初の3月31日までの当該障がい児に要する費用分は助成しないことと

する。

- (1) 基準第2条第5号に規定する通所利用者負担額として実際に通所給付決定保護者が負担した額
 - (2) 法第21条の5の4第1項に規定する当該指定通所支援又は同項第2号に規定する基準該当通所支援（法第21条の5の7第7項に規定する支給量の範囲内のものに限る。）に要した費用（通所特定費用を除く。）として実際に通所給付決定保護者が負担した額
 - (3) 法第6条の2の2に規定する障害児通所支援（法第21条の5の29第1項に規定する肢体不自由児通所医療を含む。）において提供される便宜に要する費用のうち、食事の提供に要する費用として実際に通所給付決定保護者が負担した額
- 2 当該通所給付決定保護者が法第21条の5の4第1項に規定する特例障害児通所給付費、法第21条の5の12に規定する高額障害児通所給付費その他の法令の規定により前項各号に関する通所給付決定保護者が負担した額に対する給付・助成等を受けることができる場合は、当該給付・助成等が優先される。

（助成の申請及び決定等）

第6条 この事業を利用しようとする通所給付決定保護者（以下「申請者」という。）は、魚津市障害児通所支援利用者負担額等助成申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に申請するものとする。

- (1) 前条第1項各号の負担した額を確認することができる書類
 - (2) 前項に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 市長は、前項の規定による申請者のために必要があると認めるときは、当該申請者の同意の下、前項各号の書類の提出に代えて職権により前項各号の書類の内容を調査することができる。
- 3 市長は、第1項の申請があったときは、その内容を審査し、助成利用決定の適否を決定し、魚津市障害児通所支援利用者負担額等助成決定（却下）通知書（様式第2号）により、当該申請者に通知するものとする。この場合において、申請者があらかじめ同意したときは、申請者への通知を省略することができるものとする。

（助成額の代理受領）

第7条 申請者があらかじめ前条の規定による助成について魚津市障害児通所支援利用者負担額等助成代理受領申立書（様式第3号）により代理受領を申し出ている場合は、申請者に助成すべき額の限度において、市長は、申請者に代わり第5条第1項各号の費用を請求した事業者（以下「事業者」という。）に支払うことができる。

- 2 事業者は、前項の規定による代理受領を申し出た者から第5条第1項各

号の費用の支払を受ける前に、前項による当該助成を請求することができる。

3 第1項の規定による支払があったときは、申請者に対し前条の規定による助成があったものとみなす。

4 第1項の規定による支払があったときは、当該事業者は、当該助成を受ける者に対して助成額を受領した旨を通知することとする。

（報告及び検査）

第8条 市長は、助成の内容に関し必要があると認めるときは、申請者、事業者その他の関係者に対し、必要な報告、文書その他の物件の提出若しくは提示を求め、又は市の職員をして関係者に対して質問させる措置を講ずることができる。

2 市長は、前項の措置を講じた場合において、なお必要があると認めるときは、市の職員をして必要な検査を行うことができる。

（助成の取消し）

第9条 市長は、助成に係る決定を受けた者が偽りその他不正の手段により当該助成を受けたことその他不適当な申請であることが判明したときは、助成に係る決定を取り消すものとする。この場合において当該決定を受けた者が既に助成を受けているときは、期限を定めてその返還を求めるものとする。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

魚津市障害児通所支援利用者負担額等助成申請書

魚津市長 宛

次のとおり関係書類を添えて魚津市障害児通所支援利用者負担額等の助成を申請します。

申請年月日 年 月 日

フリガナ					
申請者氏名 (通所給付決定保護者氏名)					
生 年 月 日	年 月 日				
居 住 地	〒 電話番号				
フリガナ			続 柄		
助 成 申 請 に 係 る 児 童 氏 名			生年月日	年 月 日	
要綱第5条第1項第1号及び第2号の 支払合計額			円	申請に係 る年月	年 月分
要綱第5条第1項第3号の 支払合計額			円		

(注) 支払額を証する領収書を添付してください。

魚津市障害児通所支援利用者負担額等の助成を下記の口座に振り込んでください。

口 座 振 替 依 頼 書	銀行 信用金庫 信用組合		本店 支店 出張所		種目 1 普通預金 2 当座預金 9 その他	口座番号						
	金融機関コード		店舗コード									
	フリガナ											
	口座名義人											

【調査同意に関する確認事項】

1 魚津市障害児通所支援利用者負担額等助成の決定の際に必要な情報を、関係機関に照会することに同意しますか。	はい	・	いいえ
---	----	---	-----

【決定通知書の送付に関する確認事項】

1 決定通知書の送付を希望しますか。	はい	・	いいえ
--------------------	----	---	-----

申請書提出者	☐ 申請者本人 ☐ 申請者本人以外（下欄に記入）		
フリガナ			申 請 者 との関係
氏 名			
住 所	〒 電話番号		

魚津市障害児通所支援利用者負担額等助成決定（却下）通知書

様

魚津市長

先に申請のありました魚津市障害児通所支援利用者負担額等助成については、次のとおり決定しましたので通知します。

申請者氏名	
支給決定に係る 児 童 氏 名	

受付年月日	年 月 日	決定年月日	年 月 日
支 払 額	円	助成に係る サービス利用月	年 月分
助 成	☐ する ☐ しない	支 給 金 額	円
不支給の理由			

振込先	金 融 機 関						
	口 座 種 目						
	口 座 番 号						
	口座名義人						

問合せ先
住所
電話番号

魚津市障害児通所支援利用者負担額等助成代理受領申立書

魚津市長 宛

魚津市障害児通所支援利用者負担額等の助成の受領に関する権限について、次の事業者に委任します。

申請年月日 年 月 日

フリガナ			
申請者氏名 (通所給付決定保護者氏名)			
生 年 月 日	年 月 日		
居 住 地	〒 電話番号		
フリガナ		続 柄	
助 成 申 請 に 係 る 児 童 氏 名		生年月日	年 月 日

【事業者】

事業者	名称	
	主たる事務所の所在地	
事業所	名称	
	所在地	